

農地法第3条許可の申請に必要な書類について【法人】

申請書の受付期間は毎月5日から15日までになります。(15日が休日等の場合は前開庁日)

農地法第3条許可の申請に必要な書類の一覧です。

番号	必要書類	部数
1	許可申請書（農業委員会窓口または、飯山市ホームページよりダウンロードできます）	1
2	権利を取得しようとする土地の法務局で交付される登記事項証明書 《全部事項証明書（申請日前3か月以内）に限ります。》	1

◎下記に該当する場合は、次の書類の添付も必要です。

3	法人の登記簿謄本及び定款又は寄付行為の写し(独立行政法人及び地方公共団体を除く)	1
4	組合員名簿又は株主名簿の写し(農地諸所有適格法人で、法人の形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ)	1
5	農地所有適格法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社であることを証明する書面(農林水産大臣の承認通知の写しなど)及びその構成員の株主名簿の写し	1
6	議決権の総数の4分の3以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面（一般社団法人のみ）	1
7	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面(一般財団法人のみ)	1
8	農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し(農地法第3条第3項の規定(解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定)の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付)	1
9	抵当権承諾書（抵当権が設定されている場合）	1
10	仮登記権者の承諾書（仮登記が設定されている場合）	1

※その他、申請の内容によって添付書類をお願いすることがあります。詳しくは農業委員会事務局におたずね下さい。

飯山市農業委員会事務局 農地係

☎0269-62-3111(内線 261)